

表題	作成コーナーで「配当所得（総合課税）」を入力したい
ファイル名	2 特定口座以外の内容を個別で入力する場合の入力方法

目次

1	申告する所得の選択等（申告する所得の選択等 SS-AA-010a）	1
2	収入・所得の入力（収入・所得の入力 SS-AA-050）	2
3	株式の売却・配当・利子等の入力方法選択（株式の売却・配当・利子等の入力方法選択 SS-EA-010）	2
4	入力項目の選択（入力項目の選択 SS-EA-020）	3
5	特定口座以外の配当等の入力（特定口座以外の配当等の入力 SS-EA-200）	3
6	上場株式等の配当等の一覧（上場株式等の配当等の一覧 SS-EA-240）	4

※ 目次右側の括弧書きは、画面名称と画面番号を示しています。

1 申告する所得の選択等（申告する所得の選択等 SS-AA-010a）

国税庁 確定申告書作成コーナー

令和 年分 所得税 マイナンバーカード よくある質問 お問い合わせ 作成の流れ

1 申告準備 → 2 収入等入力 → 3 控除等入力 → 4 その他入力 → 5 送信 → 6 データ保存等

申告する所得の選択等

本人情報の確認

申告者本人の生年月日 必須

申告する所得の選択

株式を売った方、配当等を受け取った方

☒ 株式等の譲渡（売却）、配当、利子 ? □

※：前年分の申告で株式の売却による損失を繰り越した場合は含みます。

土地や建物、金地金やゴルフ会員権などの資産を売った方

☐ 土地や建物等の譲渡（売却） ? □

☐ 総合譲渡（金地金の売却など） ? □

その他の収入がある方

☐ 先物取引

※：外国為替証拠金取引（FX）、差金決済取引（CFD）、先物・オプション取引などによる所得が該当します。

☐ 一時 ? □

☐ 雑（業務・その他）

※：原稿料、講演料、シルバー人材センターやシェアリング・エコノミーなどの副収入による所得、生命保険等の個人年金や暗号資産取引などの他の所得に当てはまらない所得が該当します。

戻る

次へ

「申告する所得の選択等」画面で「株式等の譲渡（売却）、配当、利子」にチェックを入れ、『次へ』を押します。

1 / 4 （[目次へ](#)）

2 収入・所得の入力 （収入・所得の入力 SS-AA-050）

国税庁 確定申告書等作成コーナー よくある質問 お問い合わせ 作成の流れ

令和 年分 所得税 マイナンバーカード

① 申告準備 → ② 収入等入力 → ③ 控除等入力 → ④ その他入力 → ⑤ 送信 → ⑥ データ保存等

収入・所得の入力

選択された所得の入力

株式を売った方、配当等を受け取った方

株式等を譲渡（売却）したことによる所得（損失）がある方、配当・利子等の受け取りがある方、前年分の申告において株式の売却による損失を繰り越した方

金融・証券税制	
申告分離課税	
株式等の譲渡所得等	-
上場株式等に係る配当所得等	-
総合課税	
配当所得	-
利子所得	-

戻る 次へ

「収入・所得の入力」画面が表示されますので、『金融・証券税制』を押します。

3 株式の売却・配当・利子等の入力方法選択 （株式の売却・配当・利子等の入力方法選択 SS-EA-010）

国税庁 確定申告書等作成コーナー よくある質問 お問い合わせ 作成の流れ

令和 年分 所得税 マイナンバーカード

金融・証券税制

株式の売却・配当・利子等の入力方法選択

「次へ」ボタンを押して、株式等の売却等や支払いを受けた配当、利子等に係る内容を入力します。 ⓘ

特定権利行使株式（いわゆるストックオプション税制の適用を受けて取得した株式）を譲渡した方などに該当する場合 ▼

戻る 次へ

「株式の売却・配当・利子等の入力方法選択」画面が表示されますので、『次へ』を押します。

4 入力項目の選択 (入力項目の選択 SS-EA-020)

国税庁 確定申告書作成コーナー

令和 年分 所得税 マイナンバーカード

金融・証券税制

入力項目の選択

個人の方が上場株式等を保有・譲渡した場合の金融・証券税制の内容

入力例

特定口座での取引

特定口座以外での取引

特定口座（源泉徴収あり・源泉徴収なし）以外での株式、配当、利子等に関する取引がありましたか？

はい いいえ

株式等の取引に関する事項

株式等の売却等がありましたか？

はい いいえ

配当等に関する事項

上場株式等の配当等（申告するもの）や非上場株式等の配当等がありましたか？

はい いいえ

種類は何がありますか？

上場株式等 非上場株式等（「上場株式等」以外のもの）

上場株式等の配当等に関する課税方法を選択してください。

総合課税 申告分離課税

入力する

「特定口座以外での取引」の項目について、次のとおり入力します。

- ・「特定口座（源泉徴収あり・源泉徴収なし）以外での株式、配当、利子等に関する取引がありましたか」→『はい』
- ・「株式等の売却等がありましたか」→『はい』または『いいえ』
- ・「上場株式等の配当等（申告するもの）や非上場株式等の配当等がありましたか」→『はい』

続いて、「種類は何がありますか」で該当する株式の種類（「上場株式等」「非上場株式等（上場株式）以外のもの」）にチェックを入れ、「総合課税」を選択してから、『入力する』を押します。

5 特定口座以外の配当等の入力 (特定口座以外の配当等の入力 SS-EA-200)

国税庁 確定申告書作成コーナー

令和 年分 所得税 マイナンバーカード

金融・証券税制

特定口座以外の配当等の入力

大口株主等（その株式等の保有割合が発行済株式の総数の3%以上である株主等）が支払いを受ける配当等については、「非上場株式等の配当等の入力」から入力してください。

配当集計フォームは、受け取った配当等を表計算ソフトで入力・集計するためのフォーマットです。複数の配当等を受け取られている方は、配当集計フォームを利用した入力の方が便利です。

入力例

配当集計フォームの読込

上場株式等の配当等の入力

特定口座（源泉徴収あり）以外で受領した上場株式等の配当等

入力する

非上場株式等の配当等の入力

非上場株式等（「上場株式等」以外のもの）の配当等

入力する

戻る 次へ

「上場株式等の配当等の入力」または「非上場株式等の配当等の入力」の『入力する』を押します。

6 上場株式等の配当等の一覧 （上場株式等の配当等の一覧 SS-EA-240）

国税庁 確定申告書等作成コーナー

令和 年分 所得税 マイナンバーカード よくある質問 お問い合わせ 作成の流れ

金融・証券税制

上場株式等の配当等の一覧

現在選択されている課税方法は **総合課税** です。

＞ 総合課税と申告分離課税の詳細 ☐

① 総合課税を選択した配当等については、配当控除を適用することができますが、上場株式等の譲渡損失との損益通算及び前年から繰り越された上場株式等の譲渡損失の繰越控除を適用することはできません。

「内容を入力する」ボタンを押して、「支払通知書」等の内容を入力してください。

入力件数：0件 / 600件

+ 内容を入力する

戻る 次へ

『+内容を入力する』を押し、その後は画面の案内に沿って操作を進めます。